

令和 8 年度定時総会議事録

令和 8 年 5 月 16 日

愛媛県行政書士会松山支部

令和8年度 松山支部定時総会議事録

日 時 令和8年5月16日(土)14:30～16:30

場 所 ホテルマイステイズ松山

出席者 支部長1名 副支部長2名 理事7名 その他出席個人会員160名

【司会者 今宮大輔 理事】以下、司会者】

皆さんこんにちは。本日はご多忙の中、令和8年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会へのご出席誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます理事の今宮大輔と申し上げます。何分不慣れなこと故至らぬ点もあろうかと思いますが、皆様方のご協力を得て、本日の定時総会が円滑に進行できますよう努めてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。なお携帯電話スマートフォンにつきましては、電源お切りになるか、マナーモードに設定して会場内での通話をご遠慮ください。本日の予定は午後5時までの審議となっております。駐車料金につきましては指定駐車場が3時間までは無料となっております。それでは最初に開会の言葉を盛川副支部長お願いいたします。

【盛川心輔 副支部長（以下。盛川副支部長）】

ただ今より令和8年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を開会いたします。

【司会者】

続きまして物故会員に対して黙祷を捧げます。井上理事よろしくお願いします。

【井上飛雄間 理事】

議案書27ページをご覧ください。昨年度、松山支部においてご逝去された方はお二人です(名前を読み上げ)。また、愛媛県行政書士会の全ての物故会員に対し、黙祷を捧げたいと思います。皆様ご起立ください。

会場：(黙祷)

お直りください。ご着席ください。

【司会者】

それでは支部長よりご挨拶を申し上げます。

【岡田学 支部長（以下、支部長）】

皆様こんにちは。松山支部長の岡田です。本日の総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。土曜日のご多忙の中、これほど多くの会員の皆様にご出席いただき心より感謝申し上げます。さて、国際情勢に目を向けますと、長期化するウクライナ情勢やイラン情勢への悪化により石油製品の高騰が続き、それに伴い、多くの商品やサービスが値上がりし、インフレ傾向が続いております。こうした状況下で我々行政書士の報酬体系の見直しを迫られ、事務所運営において厳しい局面が続いているものと拝察いたします。しかしながら原油備蓄の放出や調達先の多角化など、政府の施策も一定の効果を見せ始めており、近い将来には物価の安定が期待されるころではございます。昨年は行政書士法が改正され、本年1月より施行されました。目的から使命への格上げ、デジタル社会における職責の明確化、特定行政書士の権限拡大、さらには

他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得てとの規定が明文化されました。施行後多くの行政機関において非行政書士の排除に向けた取り扱いが進み、制度の適正な運用に向けた環境整備が図られております。また一部の窓口では受付の厳格化により依頼件数が増加傾向にあるとの報告もございます。我々としては引き続き地に足をつけ行政書士業務をしっかり守り、育てていく所存です。次に政治連盟の加入についてお願い申し上げます。松山支部では会員 288 名中 133 名と、加入率が半数を下回っております。ご承知のとおり行政書士法は議員立法により成立したものであり、今後の法改正を進めるためには政治連盟の力が不可欠です。行政書士会と行政書士政治連盟は車の両輪であり、その活動の成果は全ての行政書士が享受するものであります。本日ご出席の皆様でまだ、加入いただいていない方がおられましたら、この機会に是非ご検討を賜りますようお願い申し上げます。またお知り合いの未加入の方にもお声がけいただければ幸いです。最後に大きな変化がある時は淘汰される者も現れます。我々行政書士は間違いなく大きな変化についていけると信じております。結びに、会員の皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念し、支部長としての挨拶をさせていただきます。ありがとうございます。

【司会者】

本日愛媛県行政書士会会長木原健二郎様にご臨席ただいておりますので、ご祝辞を頂戴したいと思っております。木原会長よろしくようお願い申し上げます。

【木原会長】

皆さんこんにちは。愛媛県行政書士会会長の木原健二郎でございます。松山支部総会おめでとうございます。それと松山支部長はじめいろんな方、会務にご協力いただいて、この場を借りてお礼申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。それで色々、お祝いのお言葉っていう形で言いたいところなんです、今回ですね、ご承知の方も多いと思いますが、会費の値上げっていうのを今考えております。今回も支部の総会に出た時にもお願いという形でお伝えさせていただきたいんですが、ことの発端は、去年の日行連の総会で今単位会から日行連の方に会費を毎月 1000 円支払っております。こちらの方が、皆さんから会費 6000 円をいただいて、そして 1000 円を日行連に払うという形でしておるんですが、前回の日行連の総会の方で 1000 円から 1500 円に会費が値上げされるという議決が通っております。その関係上、来年の 4 月から日行連に対する会費が 1000 円から 1500 円上がる。つまり、このまま値上げをしないとどうしても、単位会の方がマイナスが出てくるという事態が生じております。それと先ほど支部長からもお話があったとおり、ちょっと物価の方の値上がりが非常に大きいということですので、今回もう値上げを今考えております。その代わり、本当は来年の 4 月から上げるとしたら今度の 6 月 6 日の総会を行いますけれど、こちらの方で本当は決議したいところではございますけれど、準備がちょっと間に合いませんでした。ですので、これから 1 年間かけて、主に理事会ではあると思うんですが、1000 円の方でちょっと考えていくっていうふうな作業になると思います。最低でも 500 円は上げないといけない。この物価の変動を考えると普通に 500 円だと難しいというふうには考えております。ですので、もしかしたら、1000 円ぐらい上がるかもしれない。ちょっとそれはできるだけ色々考えて可能な範囲どれが 1 番いいのかっていう形で考えていきたいと思っておりますので、できるだけ考えて来年の総会の時には結論を出したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。また、今日、総会の方最後までおりたいところではあるんですが、ちょっと宇和島支部の総会がございますので、ちょっと途中退席させていただきたいと思っております。また今日の総会本当によろしく申し上げます。

【司会者】

ありがとうございました。続きまして新入会員の紹介に移ります。松下理事よりお願いします。

【松下夏子 理事】

議案の 26 ページをご覧ください。順次お名前をご紹介します。本日ご出席の新入会員の皆様は、お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが前の方に出てお並びください。

ここで、新入会員の名前が読み上げられ、出席した新入会員より一言挨拶があった。

新入会員の皆様の今後のご活躍を祈念して、皆様盛大な拍手をお送りください。では新入会員の皆様、どうぞお席にお戻りください。

【司会者】

ありがとうございました。愛媛県行政書士会松山支部規則第 13 条第 1 項及び第 2 項により、支部総会は支部個人会員を以って構成し、支部個人会員 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において議決権を行使した支部個人会員は出席したものとみなすとあります。本日現在議決権を有する支部個人会員総数は 288 名であり、会議の定足数は 96 名以上であります。本日 14 時 30 分現在の出席会員数は 57 名です。議決権行使書を提出した会員数は 114 名で、有効な議決権行使書が 86 通、無効な議決権行使書が 27 通です。無効な議決権行使書の内訳ですが、押印のないもの 25 通、期限後到着 2 通となっております。なお各議案の賛否数につきましては、それぞれの議事の中でお知らせいたします。従いまして出席者と出席と見なされる議決権行使書を提出した方を合わせた出席個人会員総数は 171 名であり、定足数を満たしておりますので本総会は有効に成立していることをここにご報告いたします。続きまして、議長の選任に移ります。総会の議長は支部規則第 19 条第 1 項により、支部総会において選任するとあります。議長の選任方法についていかが取り計らいましょうか。

【会場】

司会者一任

【司会者】

出席会員より、司会者一任のとの提案をいただきましたが、ご異議ございませんか。

【会場】

拍手

【司会者】

ありがとうございます。それでは司会より山本大樹会員を議長候補として提案させていただきます。ご異議ございませんか。

【会場】

(拍手多数)

【司会者】

拍手多数を以って山本会員を議長に選任いたしました。それでは山本会員は議長席にご登壇ください。これより議事進行を議長にお願いいたします。

【山本大樹 会員（以下、議長）】

皆さんこんにちは。先ほどご指名をいただきました山本大樹と申します。僭越ではございますが、選ばれましたので、これより議長として進行をさせていただきたいと思います。まずですね、愛媛県行政書士会松山支部規則第 19 条第 2 項の規定により議長は必要があると認めたときは副議長 1 名を指名することができると思いますので、副議長として大西英一郎会員を指名したいと思います。大西会員よろしいでしょうか。

【大西英一郎 会員（以下、副議長）】

はい。

【議長】

皆さんもご承認いただけますでしょうか。

【会場】

（拍手多数）

【議長】

ありがとうございます。それでは大西会員、前の方をお願いいたします。一言挨拶しますか。いいですか。

【副議長】

せっかくですので一言だけ。今日は陛下も来られてますので、皆さん松山で派手なことしないように肅々この会を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

【議長】

はい、ではよろしくお願いいたします。これより先は着座にて失礼いたします。それではまず、定足数に関する報告ですが、先ほど司会者の方から報告がありましたので、こちらを援用して省略させていただきます。続いて、議事進行についてでございます。議長の方から何点かご提案とお願いがございます。まず本日の議案ですが、すでにお配りしております、令和 8 年度定時総会議案書に記載のとおり、第 1 号議案、令和 7 年度事業報告について、第 2 号議案、令和 7 年度決算報告についてと監査報告、続いて第 3 号議案、令和 8 年度事業計画案について、第 4 号議案、令和 8 年度予算案について、第 5 号議案愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規定案、の以上 5 件の議案が提案されております。総会の日程は、この後議事の審議に入る午後 5 時までに終了していただく予定となっておりますが、スムーズな進行をしたいと考えておりますので、限られた時間の中での審議ではございますが、ご参加の皆様のご協力をお願いいたします。続いて、審議についてでございます。支部の総会運営規定では第 11 条第 2 項において議長はあらかじめ招集通知に示された順序に従い各議題を付議するとございます。そこでまず、議題の付議通知。次に、議案の主旨説明、続いて議案に対する質疑応答、最後に採決の順に議事を進めます。そこでまず、事業報告と決算報告及び監査報告については相互関連性がございますので、第 1 号議案、第 2 号議案の監査報告を一括付議し、質疑応答の後、議長が議が熟したと判断した段階で個別に採決をいたします。続いて、事業計画と予算につきましても相互関連性がございますので、第 3 号議案、第 4 号議案を一括付議し、質疑応答の後、議長が議が熟したと判断した段階で採決いたします。第 4 号議案採決の

後に報告事項1を行います。その後総会次第のとおり、第5号議案について付議し、議案審議と採決を行います。以上のとおり議長として、議事の進行について、提案をさせていただきます。なお議題にない質疑についてはお受けすることができませんのでご承知ください。報告事項はないのでこちらは割愛いたします。なお不規則な発言を繰り返すなど進行の妨害行為と議長が認めた場合は退室を命じることがありますので、紳士的な運営にご協力をお願いいたします。以上のとおり進行させていただくことでよろしいでしょうか。

【会場】

(拍手)

【議長】

ありがとうございます。それでは続きまして、議事録署名人の選任に移ります。支部規則第20条により、支部総会の記録については議事録を作成しなければならないことになっております。また議事録には議長と議事署名人2人以上が署名しなければならないことが定められ、同条第3項で議事署名人は議長が指名するとされています。そこで議長の方で議事録署名人を指名させていただきます。近藤康博会員と中尾弘司会員、お二人ご出席されてますでしょうか。

【近藤康博会員と中尾弘司会員（以下、議事録署名人）】

はい。

【議長】

議事録署名人をお受けいただいてよろしいでしょうか。

【議事録署名人】

はい。

【議長】

皆さんもこれでよろしいでしょうか。

【会場】

(拍手)

【議長】

ありがとうございます。それでは本日の総会の後、執行部の方で議事録の方が作成できましたら皆様にご連絡がいくと思いますので、内容の確認とご署名の方よろしくをお願いいたします。続いて発言に対しての注意です。皆様から議案審議に対して発言をいただくわけですが、議事録の作成の都合がございますので、まず挙手をして、続いて議長の許可を得て質問席、答弁席のマイクの前で、お名前を名乗った後に質問席のマイクの前でご発言をしていただくようお願いをいたします。それでは早速議案の審議に入ります。それでは第1号議案、第2号議案、監査報告を一括にて付議させていただきますので、執行部から提案と説明をお願いいたします。

【久保副支部長】

はい。

【議長】

どうぞ。

【久保副支部長】

副支部長の久保です。よろしくお願いします。第1号議案に関してなんですが、令和7年度事業報告をさせていただきます。事業の概要に関してですが、愛媛県行政書士会松山支部の活動について、日頃からご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。お陰をもちまして令和7年度の事業も、支部会員の皆様のご協力により充実した施策を実施することができたと思っております。令和7年度事業の基本方針として、昨年の定時総会において以下の3項目を定め、実施しました。1つ目が事業の継続的实施のための体制構築。2つ目、業務研修の実施・充実及び会員相互の融和。3つ目、行政書士の信用または品位を害する行為の防止となっております。次に、事業実施結果報告をさせていただきます。令和7年度に実施した事業の概要は、以下のとおりですが、定時総会が令和7年5月17日と同じくこちらホテルマイステイズで行っております。理事会は下期日程にて、全6回実施しております。研修会に関してですが、全3回実施しております。いずれも30名以上、多い研修では50名以上の参加となっております。第1回、第3回研修会後の交流会にも多くの会員の皆様に参加いただき、大変有益な内容となったのではないかと考えております。続きまして3ページ目の無料相談会についてですが、令和5年度は松山会場、15件から始まったんですけども、一昨年度は54件と大幅に増えてですね、で昨年度が55件と、こちらもありある相談会となったのではないかと考えております。この松山会場と北条会場、北条会場は令和6年度が3件で、令和7年度が5件となっておりまして、広報月間で2つの会場で無料相談会実施をしているんですけども、こういった成果を今後も同等の成功を上げられるように役員一同計画してかないといけないかなと考えておりますのでよろしくお願いいたします。毎月の各市町で実施している無料相談については以下のとおり、伊予市、松前町、4ページ目外国人無料相談会、以下のようになっております。サポート相談に関して、支部からのお知らせ、その他に関しては割愛させていただきます。以上が令和7年度実施の事業報告となっております。次に、事業項目について個別に報告いたします。1番目、事業の継続的实施のための体制構築に関してなんですけども、例年通りではありますけども、中予地区全ての農業委員会、地方局、警察署等を訪問して、パンフレット・立て看板の設置、ポスターの配布など行政書士制度や行政書士業務のPR活動に努めました。月1回の外国人、伊予市、松前町無料相談に加えて、今現在、松山市、砥部町での新規の無料相談会開催の実現に向けて、協議中であります。また研修動画の編集など、YouTubeへの投稿を理事でも行えるよう育成しまして、会員の皆様へ速やかに研修内容の情報提供ができるよう円滑な事業の実施が行える体制を整えました。2つ目、業務研修の充実及び会員相互の融和についてですが、前述のとおり、業務研修に関しては年間3回実施していました。いずれも多くの支部会員が参加していただいて、具体的な事例について質疑応答等や意見交換を行い、充実した内容の研修会になりました。今年度の業務研修に関しては、前半に基礎知識や法改正について、後半はその実務という流れで、研修内容を組み立てるようになっておりまして、実務経験豊富な支部会員のリアルな経験談も加えて、中身も充実した研修会を開催できたと実感しております。また昨年から引き続き、サポート相談員制度の運営方法について整備して、公募することによって、前年も2件、また継続して2件、制度を利用いただいている状況でございます。最後に行政書士の信用または品位を害する行為の防止についてですが、10月の広報月間に各署に監察板設置への協力依頼や、資料の配布を行っておりまして、行政書士法の改正の趣旨説明も実施してまいりました。冒頭に支部長からもあったように、特に中地方局建設業係においては書類の受け渡しの際には行政書

士証票の提示を求めることを徹底していただいております、非行政書士の排除ができていますと実感しております。中予地方局建設業係だけでなく、各署でこのような窓口が増えて、今後とも行政書士の信用、品位を損なわないよう活動を継続していきたいと考えております。以上でございます。

【盛川副支部長】

はい、議長。

【議長】

はい。では続きまして第2号議案の趣旨説明についてお願いいたします。

【盛川副支部長】

はい、副支部長の盛川です。ただ今より第2号議案のご説明をさせていただきます。議案書の6ページをご覧ください。令和7年度決算書になります。まずは1番の収入計算の部でございます。読み上げについては決算額の方だけ言わせていただきますのでご了承ください。還元金収入が181万3000円、助成金収入が40万590円、雑収入が20万7536円となりまして、当期収入合計が242万1126円となりました。次の7ページに移っていただきまして、第2、支出計算の部分でございます。まずはこの事業費の1番目、研修事業費でございますが、こちらの方が17万590円。2番目の広報費の方が、33万3916円。合計いたしますと50万4506円となりました。引き続きまして8ページに入ります。ここが管理費の1会議費のところを見てください。こちらの方の決算額が109万6502円となっております。懇親会費の方が予算額もオーバーしたのはおそらく物価高騰ではないかと思っております。次に事務管理費の小計が84万46円で合計額が193万6548円となりまして、先ほどの7ページと合算しますと、当期の支出合計額が244万1054円となりましたので、今期は赤字となっております。9ページの方に移っていただいて正味財産増減計算書を見ていただきますと、先ほどの当期の支出合計と収入合計合わせたところ、マイナス1万9928円。これがおそらく、先ほども申し上げたように、物価高騰の影響が出てると思います。これが前期の繰越正味財産額の230万7803円と合わせますと、期末の正味財産合計額が228万7675円となります。続きまして10ページの貸借対照表に移っていただきますと、現金預金が228万7875円で、負債の部で過年度未払金の1万2000円ございました。それで正味財産の部の正味財産が227万6875円と、先ほどのマイナス1万9928円を合わせますと、負債の部正味財産合計が228万7875円となります。注記表はその金額が出ております。最後12ページの財産目録は、支部の財産は現金預金のみですので、228万7875円となります。以上となります。

【議長】

それでは続いて監事さんにより監査の報告をお願いいたします。

【深見監事】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【深見監事】

監事の深見です。監査報告をさせていただきます。愛媛県行政書士会松山支部の令和7年度における収支及び財産の状況を監査いたしました。令和7年度収支決算について監査の結果、証憑その他は適正に処理されていることを認めここに報告いたします。令和8年4月7日愛媛県行政書士会松山支部監事深見豪、監事古森和恵、以上でございます。

【議長】

以上で執行部による議案の趣旨説明が終了しましたので、これより質疑応答に移ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。どうぞ。一番後ろの方。

【田之内会員】

田之内貴志です。いつも支部の活動ありがとうございます。最初に今日の成立の報告がありましたけれども、先ほど3月に理事会が行われた際に、支部総会運営規定の改正が行われたと思うんですけども、これについて質問があります。改正された支部総会運営規定の第9条の2ですけれども、括弧1で、1号ですね、支部作成の議決権行使書を用いていないものは無効ということになっております。以前は支部発送の議決権行使書用紙を用いていないものっていうことで、様式という意味が含まれていたんですけど、今回の改正で様式というものが省かれております。これをこの言葉どおりに取ってしまった場合は、松山支部が作成した議決権行使書ということになりますので、支部個人会員が提出した議決権行使書は全て無効ということになります。このことについていかが思われるでしょうか。

【議長】

はい、執行部

【支部長】

松山支部長の岡田です。ご質問ありがとうございます。総会運営規定の改正の際に、松山支部が作成したというふうにさせていただいたのは、今回電子配布を見据えてということで、そのような形にさせていただきました。ただそのように誤認を招く恐れがありますので、今年度も一度理事会の方で検討しまして、文言の見直しをさせていただければと思います。今回我々の趣旨としましては、支部が作成した様式、電子で配布しているものもしくは、紙で配布しているものを用いて議決権を行使してないものに関しては無効という形で理事会の方ではコンセンサスを取っております。誤認を招く表現があったことはお詫び申し上げます。今後はもう一度文言等を見直してきちんと整備をさせていただければと思います。

【議長】

よろしいですか。他ございませんでしょうか。どうぞ。

【田之内会員】

ありがとうございます。田之内です。それと別の改正で第3条の、書面または電磁的方法により、招集の通知を行うということに改正をされたと思うんですけども、今回は書面と電磁的方法の両方を使っての通知をなされていたと思います。この書き方によると、書面と電磁的方法どちらかしか使用することができないということになりますので、今回両方の方法を使用したということはどちらかが間違っているということになります。なのでここもおそらく、その意思統一というかできてなかったんだと思うんですけども、実際にされる方法に従って、規定の改正をしていただければと思います。以上です。別の件もいいですか。

【議長】

これ一回ここで切りましょうか。では執行部からの回答をお願いいたします。

【支部長】

松山支部長の岡田です。仰るとおりどちらかというふうに規定上はなっております。今回は電子で配布というふうには決めたんですが、もし議決権行使書の方を見落とされる方がおられたらということで、書面でもお送りさせていただいた次第です。ただこれに関しましては、たしかに規定上どちらかということになっておりますので、理事会で早急に見直しを行い、改正をさせていただければと思います。

【議長】

それでは田之内会員もう1つあるようでしたら続いてお願いします。

【田之内会員】

田之内です。令和4年度の支部総会の時に、支部長の方からテープレコーダーとデジカメについて、その年に除却するという事で、簿価から外れるということをしました。1円があることによってそれが支部の備品であるということが分かるようにしておいたんですけど、それを外してしまったために、支部の備品が分からなくなったということがあるので、その際に総会の時に別の形で分かるようにしておきますということで、報告がありました。その他にもその年に支部のノートパソコンを購入したとか、ホームページの作成ソフトを購入したというのも1年で会計上は処理をしてしまったということで、その後どこに行ったのかっていうのは一般の会員さんには分からない状態となっております。これについて今どうなってるのか教えていただければと思います。

【議長】

執行部。はいどうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。こちらにつきましては、全てそれぞれの担当者が保管をしております。また、台帳は作成しております。ただ、皆様に見える形でお示しはできておりませんので、この総会終了後、早急に調整しまして、ホームページの方に上げて、皆様が分かる形にさせていただきたいと思っております。

【議長】

よろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。まだ時間はたっぷりあります。ないので、それではこれで質疑を打ち切りまして、採決に移ります。個別に採決します。まず第1号議案、事業報告について、ご異議ございませんでしょうか。

【会場】

異議なし

【議長】

はい、異議なしと認めます。続きまして、議決権行使書による集計結果が手元に届いております。

すので、こちらを発表いたします。議決権総数が 86 個、棄権 1、反対 1、賛成 84 ということで、議場内と合わせまして、賛成多数と認めます。ということで、第 1 号議案は可決成立いたしました。

続きまして、第 2 号議案、令和 7 年度決算報告について、ご異議ございませんでしょうか。ここも質疑があるんです、すみません。個別に挙げるんで、ごめんなさい。もとい、第 2 号議案令和 7 年度決算報告についてご質問のある方？一括ですか？では改めまして、第 2 号議案の令和 7 年度決算報告についてご異議ございませんでしょうか？異議あり？

【田之内会員】

質問だけ

【議長】

質問？やっぱり質問あるそうです。

【田之内会員】

田之内です。質問させていただきたいのは、今年度還元金の決算額と、備考ところの数字を合計した数字っていうのが合わないんですけど、これは他になにかあったのか、それとも一部を書いたのかっていうことの確認だけです。

【議長】

執行部、はい。

【支部長】

支部長の岡田です。決算額の欄が正しくて備考の欄は記載ミスでございます。

【議長】

では、執行部、後日修正したものをまた皆さんに何らかの形で配布をお願いいたします。それでは、改めまして第 2 号議案、令和 7 年度決算報告についてご異議ございませんでしょうか。

【会場】

異議なし

【議長】

はい異議なしと認めます。続いて議決権行使書による集計の結果です。議決権総数 86 個、棄権 1、反対 1、賛成 84 ということで、第 2 号議案についても賛成多数ということで可決成立いたします。ありがとうございました。それでは続きまして、第 3 号議案、令和 8 年度事業計画案について及び第 4 号議案、令和 8 年度予算案について一括で上程いたしますので、執行部の説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。令和 8 年度事業計画について、説明させていただきます。皆様のおかげでだいぶ時間がありますので、しっかりと説明をさせていただければと思います。事業計画の基本方針ですが、近年の物価の大幅上昇によるコスト高に直面しております。また中東情勢の影響により、原油の高騰が懸念されております。去年は行政書士法が改正され、特定行政書士の

業務範囲の拡大、また両罰規定と大きなところでは、「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」と規定され、非行政書士の活動を大幅に制限することができました。私たち行政書士は住民と行政の架け橋として行政としっかり連携し、中小企業者や個人事業主をはじめとする住民の皆様をしっかりと支援していくことが大切であると考えます。我々行政書士は今回の改正によりその責務が増し、広い業務範囲を最大限に活かし、幅広い知識の習得に向けた業務研修会の開催、会員相互の交流を深めるための交流会、松山国際交流センター及び日本政策金融公庫松山支店との連携及び意見交換会などを引き続き積極的に実施してまいります。松山支部においては郵送費用の値上げに伴い電子メール等への移行、WEB サイト及び SNS その他各種媒体を利用した広報活動を行い、支部活動の更なる活性化を目指します。令和8年度においては以上の基本方針を踏まえ、次の3つの事項に重点を置いて事業に取り組んでまいります。1、事業の継続的実施のための体制構築。2、業務研修の充実及び会員相互の融和。3、行政書士の信用又は品位を損なう行為の防止。事業の実施にあたっては支部会員の皆様からの忌憚のないご意見・ご要望をお聞かせいただくことがより良い支部活動につながります。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして事業計画の概要です。基本方針に基づきまして、令和8年度の事業内容を次のとおりとします。1、事業の継続的実施のための体制構築として、【ア】松山国際交流センター等の継続的な相互協力体制の構築を進めます。また日本政策金融公庫松山支店と改めて協力体制を整えて、支部会員の皆様の業務の拡大充実につなげてまいります。【イ】支部会員の業務の円滑化のため、また国家資格者との信用と品位を保持し、住民と行政の架け橋となるため、中予地方局、県警本部交通規制課等の関係部署との意見交換会を引き続き継続して行っています。【ウ】伊予市松前町及び松山国際交流センターで実施している各無料相談会についても継続して行います。地域の方々に対して行政書士の業務の周知を図ってまいります。また松山市を含む他の自治体についても連携できるよう交渉を行ってまいります。【エ】松山支部規則他、関連する規定を整備し、大幅な環境変化に対応してまいります。【オ】本会理事等の選出方法について見直し、他支部の状況について情報収集を行い、選挙の実施の有無を含めた規則規定の整備を行います。【カ】電子メールを含め各種 SNS の情報発信、総会議案書を含め文書の電子配布だけではなく、研修会資料等の印刷費抑制を検討してまいります。【キ】支部長選挙においては引き続きあらゆる方法を検討し、より多くの会員の皆様が選挙に参加できる仕組みを検討し、導入を進めてまいります。続きまして業務研修の充実及び会員相互の融和です。【ア】時代のニーズに合致した研修テーマの情報収集をし、最新の情報提供ができ、多くの会員が参加できる内容の研修会を企画します。【イ】研修会の撮影を行い、YouTube プラットフォームを利用した動画配信を引き続き行います。また、快適な視聴環境を目指して編集スキル等を向上させます。WEB サイトを連携させ必要な資料をいつでも参照できる仕組みを構築し、研修動画の視聴と合わせて速やかな情報提供を行います。ちなみに昨年度一部の研修会においては、研修資料のホームページへのアップロードをしております。ただすごく分かりにくいので、さらに分かりやすく誘導できるような形を取ってまいりたいと考えております。【ウ】多くの会員の方が参加できる交流会を開催し、会員相互の親睦を図ります。【エ】サポート相談員制度の積極的な活用を目指し、チラシの配布、制度の説明、メールマガジンを活用した周知、申し込み方法の簡略化など、会員の皆様が利用しやすい環境構築を行います。未経験業務については新入会員だけでなく会員の皆様が等しく相談でき、スキルアップできる体制構築を行ってまいります。今現在すごく利用が少ない状態です。何年か前に提案いただいたとおり、サポート相談の実例等はホームページにはアップロードしております。できるだけこのホームページをフル活用して皆様に情報提供できるよう務めてまいります。新入会員向けの研修会を企画し、支部役員との意見交換、各種業務の説明、松山支部の各種制度の紹介などを行います。行政書士の信用、品位を害する行為の防止として、国家資格者としての品格を保持し、住民と行政の架け

橋としての注意喚起をおこなってまいります。広報月間の監察活動を通じて各窓口での聞き取りを実施し、非行政書士の排除に努める他、対応の悪い人物に対しては、情報収集を行い必要に応じて本会への報告を行います。各業務の専門となる会員の名簿を整備し、活用を目指します。こちらについては、活用を目指すということで、皆様にまたご協力をいただいて、名簿を作成したいというふうに思っております。これがどのように活動できるか、もしくは今後のサポート相談に活かしていけるように、我々としても検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

【議長】

続いて第4号議案の趣旨説明をお願いいたします。

【盛川副支部長】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ

【盛川副支部長】

副支部長の盛川です。16ページをご覧ください。令和8年度の予算案でございますが、今年度の予算と比較しながら見ていただきたいのですが、私の方は令和8年度予算額のところを読み上げさせていただきます。まず収入計算の部でございますが、令和8年度の還元金の予定ということで、前年と変わらない数字で立てさせていただいておりますので、還元金収入にしましては174万円でございます。2番目、助成金収入のところも前年と変わらず45万円を考慮しております。雑収入も変わらずなので、当期収入合計は、令和7年と同じく249万円を考慮しております。続きまして17ページ支出計算の方に移ります。こちらでございますが、まず事業費のうち研修事業費についても、今のところ昨年同様40万円を考慮しております。続きまして広報費につきましても72万8000円ということで前年と同額となっております。従いまして、事業費の合計が112万8000円というふうに考えております。続きまして2の管理費、18ページになります。こちらの会議費でございますが、物価高騰の影響がございまして、多分総会の懇親会の費用というのは従来の予算組みではちょっと厳しくなっておりまして、今期の場合15万円をちょっと、多く見積もって懇親会費は45万円昨年だったんですが、60万円ちょっと計上させてもらってます。その代わりではございませんが、交流会費5万円ほど、ちょっと削減をした形で全体としては昨年より10万円多い、管理費合計が133万3000円というふうになっております。次、事務管理費、2番でございますが、ここは、昨年と同様の金額を予算として上げさせていただいておりますので、121万8000円、合計が255万8000円というふうになっております。予備費の方も書いてありますが、予算建てとしては以上になります。

【議長】

それでは議案説明が終了しましたのでこれより質疑に移ります。質問のある方、挙手をお願いいたします。すいません。それと先ほどちょっと1号、2号議案で私の進行の方がまずかったようで、ちょっとご迷惑をおかけしましたが、3号議案、4号議案とも一括上程で、一括質疑となっておりますので、ご質問のある方はどちらの議案のどの部分か言っていただくと進行をスムーズにできるかと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは挙手をお願いいたします。どうぞ。

【門田会員】

門田です。ちょっと説明が長くなります。と言いますのは、本会がまともな会計をしいしたのは、会館取得に際して銀行からお金を借りた関係でまともな会計ができた、という経緯があります。若い方はご存知ないかもしれませんが、会館取得に関係したのが私を筆頭とする複数の人間が関わったんですが、今の会館は重量鉄骨造で、ものすごく丈夫な建物です。あれが多分倒れたら、松山市の建物は全部倒れるぐらいの物件です。銀行でお金を借りた時に、どうしたら返せるのかということで、会費を値上げしました。それで、お金を払ってしまいまして会費を値下げすべきではないかという話が出ました時に、私がちょうど役員しておりましたときに、いや、ちょっと待ってくれと。今の本会の会計の中には、

【議長】

あの門田会員すいません。ちょっと説明の途中で申し訳ないですが、これは支部会計に関することで間違いないですか。はい、ではどうぞ。

【門田会員】

そのお金を積立てて、災害積立と建物の修繕等の積立にしようということで会費の値下げはしませんでした。今松山支部がどういう状態になってるか言うたら、支部還元金等の費用ではもう賄えなくなってきてると思うんです。ですから今年1年かけてどういうふうにしたらいいか、例えば各会員から会費を募るという方策を取らないと会計そのものがやっていけないと思うんですよ。それと災害対策積立金というのを本会はやってるんですけど、松山支部は一切ありません。約半数以上の松山支部会員に何かあった時、近い将来南海トラフ大地震が起こるであろうと言った時にお金がないと、いろんな活動が一切できない。本会に頼ってたら、とんでもない形になると思うんです。それで災害積立金と表現は分かりませんが、そういう含み資産を、積立金を準備してなんかの時にそれを利用するという形を考えないと今後の松山支部の健全な活動ができないんじゃないかならうかと思います。その点今回の予算ではそういう考え方は盛り込まれておりませんので、私はいち会員として是非そういう考え方をもって、検討していただきたいというふうに思います。以上です。

【議長】

はい。執行部、はい、どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。門田会員、すごくありがたいご提案ありがとうございます。この予算にしましては本当に還元金のみで松山支部を運営しておりまして、すごく厳しい状態が続いております。特に入ってくるものは変わりませんが、出ていくものは確実に増えていっております。こちらにつきましては、なかなか目を合わせられないんですけど、還元金を上げていただきたいなと、心の中では常に思っております。ただ入ってくるのを待つばかりではやっぱり能動的に動くことはできません。もちろん出ていくものを抑えていくことも一つですし、今までかかっていた印刷費の抑制等を含めて、余剰がもし可能な限り出るのであれば、なんらかの形で残していきたいなというふうには考えておりますが、まだちょっと先の見えない出口でございまして。今年度ご提案いただきましたので、我々執行部一同、ない知恵を絞って考えていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

【議長】

よろしいでしょうか。他ございますでしょうか。もうこの後一つしか議案がないので。本当はないですか。それでは質問も出尽くしたようですので、質疑を打ち切り採決いたします。それでは第3号議案、令和8年度事業計画案についてご異議ございませんでしょうか。

【会場】

異議なし。

【議長】

はい、異議なしと認めます。続いて、議決権行使書による第3号議案に対する集計結果でございます。議決権総数が86個、棄権1、反対1、賛成84ということで議場内と合わせまして賛成多数により可決成立いたしました。続きまして、第4号議案の採決です。令和8年度予算案について、議場内ご異議ございませんでしょうか。

【会場】

異議なし。

【議長】

異議なしと認めます。続きまして、議決権行使書による集計結果でございます。議決権総数86個、棄権1、反対1、賛成84、以上の結果により議場内と合わせまして、賛成多数により可決成立いたしました。ありがとうございます。続きまして第5号議案になるんですが、余裕がございますので、ちょっとゆっくり16時まで休憩しますんで、16時再開といたします。そこかあと粘らないようにしてください。それでは暫時休憩いたします。

再開

【議長】

執行部の方から、最初の定足数について訂正がございますのでお願いいたします。

【司会者】

はい。先ほど私が申し上げました議決権行使書の数について訂正がございます。議決権行使書を提出した会員数114名と申し上げましたが、113名の間違いでした。申し訳ございません。訂正いたします。それに伴いまして、本日ご出席の会員の数が57名。これと合わせまして合計で170名が出席していることとなります。定足数は満たしておりますので、有効に成立することには変わりございません。お詫びして訂正いたします。

【議長】

それでは皆さんお揃いのようなので、これより議事を再開いたします。第5号議案、愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程案について、執行部説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

【渡部理事】

理事の渡部です。それでは第5号議案、愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程の改正について、私からご説明申し上げます。総会の議案書

19 ページですね、1 番、規程起案の趣旨からお伝えいたします。今回の改正は本会の愛媛県行政書士会役員等選任規則の内容との整合性を図り、今後本会規則が改正された場合にも松山支部として柔軟かつ円滑に対応できるよう必要な整備を行うものであります。2 番、内容についてお話いたします。現行の規則については 21 ページから 25 ページに記載があります。新旧対照表については 20 ページをご参照ください。内容について、新旧対照表から説明いたします。主な改正点は 4 点ございます。まず第 1 点目について、第 1 条、現行の本会規則の特定条文を引用している部分を削除し、本規則全体を参照するかたちに改めます。現行の上から 5 番目、第 2 条第 1 項という記載を削除して本会規則というふうに改正案で変更しています。これにより本会規則の条文構成や内容変更があった場合にも支部規程との不整合が生じにくくなり、規程運用の安定化を図るものであります。第 2 点目についてお話しします。本会規則との適用関係に差異がある場合に、第 6 条を除き本会規則に従う旨を明文化しています。第 6 条については、本会役員について松山支部規則、松山支部独自の資格を規定しているものを残しております。第 3 点についてお話しいたします。第 7 条、本会役員等候補者の選出について、従来本会の規則について、支部の規程と本会の規程について差異がありましたので、本会の変更案によって本会規則に従って選出することを規定しています。これについては副会長候補者と理事候補者について、本会の規則に準ずるものとして変更しています。なお監事候補者と綱紀委員候補者については従前どおり、理事会にて選考するようになってますので変更はございません。本変更の効力発生日は本総会承認の日であります。本日令和 8 年 5 月 16 日を規定しております。以上ご審議の方よろしく願いいたします。

【議長】

それでは質疑に移ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

【河村会員】

河村です。いつも支部の運営ありがとうございます。今回の改正で、この第 1 条の但書きのところ、本会の規則に差異がある場合ってということで、柔軟な対応ができるよということで改正されたのが分かります。皆さんのお手元の方にも本会の総会議案書の方が届いてるかなと思うんですけども、その中で副会長の選出方法、こちらの方がどうやら 1 か月後の本会の総会の方で決がそのまま通れば、会長の方で 1 本釣りっていうふうになりそうな感じなんですね。そうなるとこの第 7 条の括弧 1 のところ、副会長の候補者を支部総会に報告するということで、来年の今頃今やってる総会で報告するんですけども、支部総会の方を先にやるので、副会長の報告はおそらくできないのかなと思うんですね。そこら辺の整合性についてちょっとどうお考えのかなってというのが 1 つと、第 1 条の但書きのところ、第 6 条のときっていうふうに書いてあります。支部規則のこの第 6 条ってところ見ると、どうやら選出される者の資格について書いてある条文かなと思うんですけども、そこを第 6 条っていうふうに書いてあるけれども、仮の話ですけども、本会の方で副会長を一本釣りの方の議案が可決されたとして、会長が例えば分かりやすいのと言うと、今 1 番最前列にいる入会したての方。これこっちの支部の規則で言うと、何年以上やらなきゃいけないっていうのがたしかありますので、そっちに抵触するんですけども、本会の方も同じような規則があって何年以上なければいけないそこら辺の選出の基準ですかね。これが支部の方と全く同じであれば齟齬が出るっていう可能性は 0 なので構わないんですけど、ちょっと今日本会の規則持ってきてないのだから分からないので、まずそういったところでこの第 6 条を除いてしまってるために第 6 条に引っかかる人たちを次の会長が副会長として指名した場合、こういった場合は、どんな感じになるのかというのはちょっとお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【議長】

執行部お願いします。

【支部長】

支部長の岡田です。先ほど河村会員のご質問のとおり、本会の議案書が手元に届いて見て初めて知ったという内容もございます。その前に、我々この案をもう本会がもしこれ規則を変えたら困るなということで、このような形に改正するというので、上程するという決議を取って、議案書の方配布させていただいておりました。ただ、本会の改正がそのまま通った場合、我々としてもこの本会役員等の選任規程との齟齬が生じてきます。これに関してどのように取り扱うかっていうのは、また執行部内で検討をすべきだとことだとは思っております。ただもしこの本会の方の規則そのまま、改正案が通った場合は、来年の総会でこの副会長の部分をごっそりなくした状態で、また皆様にご提案をさせていただかなければいけないかなとは感じております。本会の規則がどのように変わるか分からない状態の中で、我々としてもなかなか難しい状況判断を迫られた中で、このようなご提案をさせていただくということをご理解いただければと思います。今後につきましては、方向性がまた決まりましたら、メールマガジン、ホームページへの掲載等でお知らせをさせていただきたいと思っております。

【議長】

よろしいですか。はい。他ございませんでしょうか。はいどうぞ。

【田之内会員】

田之内です。今回の改正で、本会の方の立場もあるので、ちょっと気になってはいるんですけども、理事候補者については特段変更する予定はありません。今回この改正案を見させていただいた場合に、選挙をするという文言がごっそり消えてしまってるので、選挙するかどうかということが決められてない状態となっております。今の本会の規則上は、選挙するということがあつての話になるんですけど、その選挙を受けて理事の方も選挙をするっていう形が、松山の支部でも決められてたんですけども、これをこのまま来年に突っ込むと、選挙をする根拠がなくなってしまうのではないかというふうに思ってるんですが、いかが思われますか。

【議長】

はい。執行部お願いします。

【支部長】

支部長の岡田です。たしかに松山支部のこの規程からは選挙という文言を全て削除させていただきました。これはもう偏にどのように本会規則が改正されるか分からない状況の中で我々としても、もし改正されるのであれば、改正されるというふうな噂も耳にしておりましたので、これはやはり本会の規則に沿った形で我々としても動く必要があります。そういう意味では、本会規則上に選挙というふうに規定がされているのであれば、それに従って選出方法は別に定めるというふうにありますので、また松山支部の中で、理事会で、この選出方法についての規程の整備と規程細則等の整備等を進めてまいりたいと考えております。

【議長】

はい、どうぞ。

【田之内会員】

田之内です。そのことについても触れるんですけど、第7条のところに、次の方法により選出するというので本文に書いてるんですけど、その次に選出方法については別に定めるということになっているんですけど、次の方法による選出するという方法が次に記載されてる1号から4号で出されてるはずなのに、選出方法については別に定めるということで、言ってることがバラバラなんです。これについてはどのように捉えたらいいのでしょうか。

【議長】

執行部。

【支部長】

支部長の岡田です。たしかに言葉で言うと、今指摘いただいた形で見ると、ちょっと変だなというふうには思います。ただこれ、この改正案を理事会で話し合ってた時にやはり選出方法をどうするのかという話し合いも当然行っておりました。その選出方法を別に定めるためにはこういうふうを書くしかないのかなという思いの中で、このように、書かせてはいただいております。なかなか文章が下手でと言いますと、語弊があるんですけど、きちんとした字面で、皆様が理解しやすいような形で、誰が見ても分かりやすいような形に本来はすべきかなと思っております。ただ、もう来年は改選の年となっております。選出方法についてここがっちり決めてしまうと、本会の規則が変わった場合に、松山支部だけついていけない。松山支部との規則と規程の齟齬が出てくる。これを避けるためにも、今回はこのような形でご提案させていただいております。何卒この内容でお認めいただいて、来年の改選に備えていきたいと思っております。また、こういうちょっと文言の辻褄が合わない等につきましては、来年の定時総会にきちんとお示しをさせていただいて、綺麗な形で出させていただければと思っております。以上です。

【議長】

はい。どうぞ。ちょっと誰か下げてあげてください。

【久保会員】

久保です。本来私が出るべきではないんですけど、ここに書かれてると、本会の議案書が送られました。そうすると来年は選挙です。新しい会長が決まったら、その会長が4人の副会長を指名するとあります。そうするとこの7条の括弧1、副会長のところは、この支部総会で選出された副会長を支部総会に報告するとあります。報告できないんです。ということは、この選出方法については別に定めてっていう文言と括弧1これを今この場で修正して承認を得た方が良くないですか。来年の総会ではこの規則を守れませんよね。そこのところはされた方がいいのかなと。ちょっと本会の副会長として言うべきではないのかもしれませんが、通るか通らないかは分かりません。本会の総会で通らなかつたらこれは生きます。だけど通った場合にはこれは総会で報告もできない。支部が報告できないっていうことになるので、そこのところをちょっと検討されたらどうでしょうか。提案です。

【議長】

という提案がございましたが執行部いかがいたしますか。

【執行部】

少し時間をいただけませんか。

【議長】

ではちょっと執行部の方で協議するそうなので、少し時間をくださいということです。お手洗い等ある方はどうぞ。また、協議がまとまり次第皆さんお呼びしますので近くにいてください。お願いします。

【議長】

はい、執行部、意見まとまりましたでしょうか。はい。ではお願いいたします。どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。先ほど執行部で話し合いをさせていただきました。再度理事会でこれを決議した時のことを振り返った上で、どういう趣旨でこの改正を進めたかっていうところをもう一度話し合いましたところ、これはあくまで支部から選出する者を定めた規程ですので、支部から選出する者がなくなった場合は、そもそも選出する根拠がなくなるということで、こちらの方に副会長を選出するというふうにあったとしても、支部から副会長を選出しない以上、松山支部としては副会長を選出する根拠がないということで、来年の総会で今の本会の規則がそのまま通った場合は、副会長を松山支部としては選出しないというふうな形で、理事会の方でまたしっかりと決定をさせていただいた上で、ホームページ等で公表をさせていただければと思います。今回の規則、規程の改正に関しましては、言葉尻が少し稚拙な点等はあるかと思っています。ただ、来年の改選に向けて、本会に選出する役員さん選出できなくなる恐れがあってはいけません。本当にここで選挙をするって決めたら本当に、本会の規則がどうなろうと選挙をしなきゃいけない。どんなふうにしてでも選出しなきゃいけない。そういうふうになることはやはり避けるべきではないかなと思いますので、本日お示しした改正案でお認めいただければと思います。また、この総会で修正して決議をすればというご提案もいただいたのですが、総会運営規則上、議決権行使書が、半数以上をもうここにご出席の皆様の数以上を上回っております。総会運営規程では、修正案が提案された場合、修正案は先に、決議をすることとなっております、その際に議決権行使で賛成の意思表示をされた方につきましては、修正案について反対の意思表示をしたものとするというふうな規程がございます。修正をした場合にはその修正案は自動的に否決されてしまいますので、今現在こちらの方でご提案させていただいている案で、皆様お認めいただき、来年の総会にはその稚拙な文言を含めて全てきちんとした形で、再度ご提案をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【議長】

はい。どうぞ。

【久保会員】

久保です。すいません。支部長はちょっと4年しましたけど、それ忘れてました。議決権行使書が反対に回るというのを忘れておりました。そこは申し訳ないです。ただ、この規則のままにして理事会で文言修正されるのも結構です。だけど、その本会の出している規則が通った場合は、来年のこの総会で副会長は選出しませんっていうのを総会で発表されたらいいかなと思いますので、そこだけちょっと提案させてもらいます。

【議長】

はい。執行部どうぞ。

【支部長】

支部長の岡田です。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【議長】

はい。それでは今のご質問についてはこのような形になるということで、他にございましたらどうぞ。はい、どうぞ。

【田之内会員】

田之内です。一応確認なんですけど、理事候補者については、選挙前提での話で来年は進むのかどうかというのが本会の方の役員も選出するにあたってどういうふうな方法を取るのかというのが分からない。それも郵便投票なのか会場投票なのかというのかわかんないですけど、選挙して選ぶのかどうかというところの確認だけはさせていただきたいと思います。

【議長】

執行部。

【支部長】

支部長の岡田です。本会の規則上、選挙をする前提にはなっております。ただし、やむを得ない場合は選考することも可能というふうにはなっております。これにつきましては必ず選挙をするというお約束はなかなかできない状況にあります。選挙をすると非常にお金がかかります。入ってくるものが変わらない。出ていくものが増えると非常に苦しい台所事情というのもございます。はっきりとは申し上げることはできませんが、本会の規則に従って進めて行かせていただくというふうに、ご理解をいただきたいなと思います。どちらにするかというのは、早めに理事会の方で決定してお示しをさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【議長】

はい。よろしいですか。なんか会長以外の役員を全部選挙にした張本人が私でございますので、なかなかすごく聞き苦しいというか、非常に今ちょっとモヤモヤした感じで聞いておりましたが、時代が変われば規則も変わりますので、いいように流れていっていただければいいなと思っております。他ございませんでしょうか。ないですか。それでは議論も尽くされたようですので、質疑を打ちきり採決に移ります。第5号議案、愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規定について、ご異議ございませんでしょうか。

【会場】

異議なし。

【議長】

はい、異議なしと認めます。続きまして、議決権行使書による採決の結果です。議決権総数は86個、棄権が4、反対が1、賛成は81ということで議場内と合わせまして賛成多数により、本案は可決成立いたしました。ということで以上を持ちまして、予定されておりました議事は全

て終了をいたしました。本総会がスムーズすぎるぐらいスムーズに進行できたのは皆様のおかげでございます。皆様のおかげで無事終了することができました。ありがとうございました。以上をもちまして、議長を退任させていただきます。副議長もお疲れさまでした。

【会場】

拍手

【司会者】

山本大樹会員、大西英一郎会員ありがとうございました。それでは閉会の言葉を久保副支部長よろしくお願いします。

【久保副支部長】

これにて令和8年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和 8 年 5 月 16 日

令和8年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会

議長

議事録署名人

議事録署名人